

ご案内

ご利用ください

講師派遣制度

グループ・団体が自主的に企画し、会員以外に広く参加を呼びかけ、公開して実施する学習会・講演会に講師を派遣します(講師の選定・交渉、会場の確保等の事業運営は団体が行って下さい。年1回、2万円(源泉徴収税額10%を含む)以内で講師謝礼をお支払いします)。

対象団体 次のとおりです。市内で継続的に活動し、市の補助金を受けていない 会員15人以上でその70%以上が市内在住・在勤・在学 団体の代表者または事務取扱者が市内在住 対象事業 団体が自ら企画し、広く市民に参加を呼びかける学習会・講演会等で2009年3月31日までに市内で実施するもの

増設しました

防災行政無線(固定系)屋外拡声子局2局を増設し、4月1日から運用を開始します。

なお、設備の機能確認を兼ねて、夕刻に愛の鐘のメロディを無線放送します。

申請には団体の会則・会員名簿が必要です。事業実施の30日前までに申請して下さい。派遣定数を満たした時点で終了します。申請書の配布と受付は生涯学習課(市役所森野分庁舎107)

学校近へのトンネルに壁画が描かれました

【本町田東小学校児童の手ですてきな壁画が完成しました】

市立本町田東小学校に隣接するトンネルに、同校児童の手による素敵な壁画が完成しました。



この壁画作成は、昨年度の卒業制作として行われたもので、6年生66人が参加して2月27日、29日の活動で描かれました。活動には同校PTA、後田自治会有志のみならず、児童の安全確保要員として参加しました。

完成した壁画は、今春同校を卒業した児童の作品を基にしたもので、きれいな花やかわいらしい小動物などで四季を表現したものです。

必要書類

(1) 納税者、同居の親族及び納税管理人 本人確認ができる書類等(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、納税通知書等)をお持ち下さい。

(2) 代理人 納税者と同居している親族及び納税管理人以外の方については、本人確認ができる書類に加え、納税者が自署、捺印した委任状または代理人選任届をお持ち下さい。

(3) 納税者が法人の場合 法人の代表者、本人確認ができる書類等に加え、法人の代表者印をお持ち下さい。

社員、社員証を含む本人確認ができる書類に加え、法人の代表者印が押印されている申請書か、法人の代表者印が押印されている委任状または代理人選任届をお持ち下さい。

縦覧がはじまります

平成20年度課税分の縦覧及び課税台帳の縦覧を、4月1日から次のとおり実施します。

【縦覧及び課税台帳(名寄帳)縦覧制度】

縦覧制度は、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載はありません)が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供するものです。

また、課税台帳の縦覧は、納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するための制度です。

【縦覧、閲覧ができる方及び縦覧、閲覧期間】

縦覧、閲覧期間

4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 縦覧、閲覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧、閲覧場所 資産課税課(市役所本庁舎6階)

縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。

所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧、閲覧期間

4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 縦覧、閲覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧、閲覧場所 資産課税課(市役所本庁舎6階)

縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。

所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧、閲覧期間

4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 縦覧、閲覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧、閲覧場所 資産課税課(市役所本庁舎6階)

縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。

所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧、閲覧期間

4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 縦覧、閲覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧、閲覧場所 資産課税課(市役所本庁舎6階)

縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。

所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧、閲覧期間

4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 縦覧、閲覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧、閲覧場所 資産課税課(市役所本庁舎6階)

縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。

所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

第35回 相模原市民桜まつり 70万人のふるさとづくり ~人・もの・自然 すべての共生を求めて~ 日時 4月5日(土)午後1時~5時 6日(日)午前10時~午後5時 会場 相模原市役所さくら通りほか 【夜桜まつり「さくらナイトフェスタ2008」】 日時 4月5日(土)午後6時~8時 相模原市役所本庁舎前特設ステージを会場に、ハンドベルやチャリーディングなどのパフォーマンスが繰り広げられます。 問市民まつり実行委員会事務局(観光振興課内) ☎042・769・8236



浄化槽清掃補助券を発送しました

市では公共下水道が供用開始されていない地域で、専用住宅などに設置されている浄化槽を管理している方に、清掃費用の一部を年度内に1回補助しています。該当する方には、清掃補助券を4月1日前後に届くように発送しました。

水道部庁舎の名称変更及び水道料金事務等の窓口について

水道料金等の業務を都水道局へ移管することに伴い、水道部業務課と給水課が、4月1日から上下水道部給水課に再編されます。これにあわせて、水道部庁舎の名称が「町田市水道事務所」に変わります。なお、水道料金事務等の取扱いは次のとおり変更されます。

都水道局に移管される業務 水道料金等に関する事務や使 詳細は本紙でお知らせする 予定です。 問ごみ減量課 ☎797・0530

町田市生ごみ処理機等購入補助制度の変更について

4月から、生ごみ処理機等購入費補助制度の一部が変更になります。

町田市地域子ども教室 助成事業説明会

放課後、土曜日等に小学校、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居

町田市生ごみ処理機等購入補助制度の変更について 4月から、生ごみ処理機等購入費補助制度の一部が変更になります。

町田市地域子ども教室 助成事業説明会 放課後、土曜日等に小学校、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居

町田市地域子ども教室 助成事業説明会 放課後、土曜日等に小学校、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居

転入・転居・転出等の 町田市コールセンター ☎042・724・5656